

ロシアの京都メカニズム適格性を 確保するための戦略設計 企画書案 《 受託研究提案 》

松尾 直樹[†], 田辺 清人

内 容

1. 前提.....	2
2. 受託調査内容のメニュー.....	3
2.1. 京都メカニズム適格性要件.....	3
2.2. ロシアのインベントリー整備の現状把握.....	3
2.3. クリアすべき課題・困難性とロシアの対応.....	3
2.4. 諸外国のサポート状況.....	4
2.5. ウクライナの状況.....	4
3. 戦略設計のメニュー.....	4
3.1. 米国との協調.....	4
3.2. その他の可能性の模索.....	5

[†] E-mail: n_matsuo@climate-experts.info, Web: <http://www.climate-experts.info/>.

1. 前提

京都議定書発効には、あとポーランドとロシアの批准を残すのみとなりました(カナダ抜きでも発効します)。WSSD における首脳発言からも、ロシアの批准可能性はおそらく高いと思われませんが(2003 年早期と期待)、問題は、たとえ批准したとはいえ、ロシアが京都メカニズムを使うことができなくなる可能性が高いということです。

京都メカニズムへの参加要件は、大別して

- 国レベルの GHGs インベントリーの整備(基準年の排出量確定を含む)
- 国家としての GHG ユニットのレジストリー設立

が、必要となります。これらが全部そろってはじめて京都メカニズムの参加要件が整うわけですが、インベントリーの方が未整備の場合、JI はトラック 2(CDM ライクな手続きが必要)という形での参加は可能となります。もっとも、基準年排出量の決定は、数値目標の決定ということと同値であり、JI トラック 2 の場合でも必要となります。

レジストリーの方は、比較的簡単ですが、インベントリーは、国の各種統計の整備が前提となりますので、時間や専門知識などを要します。マラケシュアコードでは、吸収源に関して QA は不要と解釈される文章が挿入されましたが、¹ それでもなお、ロシアがこの点をクリアする可能性は、このままでは低いでしょう。

マラケシュアコードでは、この適格性を判断する遵守委員会 enforcement branch の手続きをかなり厳しいものとしています。言い換えますと、たとえロシアとはいえ、その政治力だけで横車を押す(参加適格性を確保する)ことは難しいような気がします。

実際、ロシアの状況は長期的・安定的な投資を行うにはリスクが大きく、その意味でたとえ JI が可能となっても、実際に行われるプロジェクトが多く期待できるとは限りません。もしそうなれば(ロシアから排出量取引で AAUs を購入できないとなると)、日本の遵守可能性にとって、大きな影響が出るのは必至でしょう。たとえ可能だとしても、排出権価格も高く、買い手である日本の経済的負担が大きくなるのは必至です。環境面からも、ロシア離脱の危機の可能性もあります。

したがって、ここでは、まずは、インベントリーに焦点を当て、この問題の「現状」把握を行い、続いて、それを打破する解決策を検討します。

¹ この部分は、当時の交渉当事者の意向(シンクは QA の対象外)とは異なった形で、将来の「運用上の解釈」がなされる可能性があり、その点の指摘や可能性や解決策のオプション提示も、行います。

2. 受託調査内容のメニュー

2.1. 京都メカニズム適格性要件

京都メカニズム適格性要件(マラケシュアコード)を整理します。特に、インベントリーに関して、専門家の立場から、どのような点が、専門家審査および遵守委員会 enforcement branch での審査において問題になりそうで、どの点のクリアが重要であるか、という点をインベントリー専門家の中から整理します。一般的なOECD諸国の場合と、経済移行国の場合の差異も列挙いたします。

より具体的には、GHG インベントリーに関する IPCC Guidelines, Good Practice Guidance Report の簡単な紹介と、その中の注目すべきキーとなるポイントを、マラケシュアコードを踏まえた形で記載します(吸収源は現在進行形なので、検討段階における専門家判断という形で行います)。すなわち、ロシアが京都メカニズム参加要件を満たすにあたって、インベントリーの中のどの点がボトルネックになり、その理由がどのようなものであるか、という点を明確化させます(National System に対する専門家審査、および遵守委員会 enforcement branch の立場に立った分析を行います)。

2.2. ロシアのインベントリー整備の現状把握

まだ 2 回目の国別報告書の通報しか行っていないロシアは、毎年報告の義務のある GHG インベントリー報告も、2000 年にごく一部の報告を行って以来、この義務を履行していません。

ここでは、このロシアのインベントリー整備を把握し、条約の義務を超えて、議定書の義務(上述の京都メカニズム適格性要件)をクリアするために、欠けている点を個別に把握します(現地調査や専門家とのコミュニケーションおよびロシアの過去のインベントリー分析)。

専門家審査や遵守委員会審査の厳しさの点に関しては、なお、不透明な点が多いですが、一般的な OECD 諸国や比較的経済水準の高い経済移行国を基準にして、相対比較を行います。

2.3. クリアすべき課題・困難性とロシアの対応

かなりの分野での困難性が予想されますが、そのそれぞれの欠けている点(たとえばエネルギー統計の不備)に関して、その困難性の度合いや重要性のプライオリティー付け、ならびに、ロシアがそれにどう対応しようとしているか(あるいは何もしていないか)などの点を調査

します(現地調査や専門家とのコミュニケーション)。

2.4. 諸外国のサポート状況

ロシアのインベントリー整備に対し、過去、および現在、どのような国が、どのような形でサポートしている(いた)かを調査します(特に EU の動きのチェック)。過去には、US Country Studies Program(米国政府)、Environment Defense(排出権取引を指向する環境 NGO)による Rao UES へのサポートなどがあります。特に、欧州からのサポート状況を、インベントリー専門家のネットワークを通じて把握し、必要であれば、現地調査を行います。

2.5. ウクライナの状況

ロシアに次いで大きなウクライナは、まだ国別報告書を一度も提出しておらず、GHG インベントリー整備という意味で、ロシアより危うい状況にあります。このウクライナの状況に関しては、(必要であれば来年度に詳細に行いますが)今年度は簡単な状況報告にとどめたいと思います。

3. 戦略設計のメニュー

この部分は、上記の「調査」部分とは異なり、ロシアの状況を打破し、彼らが京都メカニズムにアクセス出来るためのインベントリーなどの整備をおこなうため、日本が何をできるか、という点に関して、戦略的行動をご提案かつ実施致します。

この部分は、上記の調査と対になるものですが、契約の形態上、切り離すことも可能です。また、政府のサポートが必要となりますので、適宜、ご相談しながら、むしろ日本政府といっしょに行っていくことを想定しています。

3.1. 米国との協調

日本国として、京都議定書に組さないとしている米国(気候変動枠組条約の締約国です)と、さまざまなチャンネルで温暖化問題に関して共同歩調をとっていくことは、非常に重要な戦略であると認識しています。

また、米国は、気候変動枠組条約の枠内で、(実は将来の排出量取引の可能性もにらみながら)50か国以上の国々に対し、US Country Studies Programとして、インベントリー整備をはじめ、各種の温暖化対策の地道な支援を行ってきました(クリントン政権時代に実施。<http://www.gcric.org/CSP/webpage.html> 参照)。実際、ロシアを含めた各国に、かなり感謝されてきたという事実があります。

惜しむべきことに、日本が直接、ロシアのインベントリー整備をサポートするとしても、それ

を可能な専門家がきわめて少ないという事実があり、その意味で、能力を持った専門家を多く抱える米国と協調して、このロシアのインベントリー整備サポートを行うことが、有効かつ戦略上も意味のあることと認識しています(排出量取引の適格性だけでなく、京都メカニズムを行う上でのコネクションの確保や交渉上の優位性を確保するという意味もあります)。

このインベントリー整備は、京都議定書の問題であると同時に、それ以前に気候変動枠組条約のコミットメントであり、米国がこの問題に力を貸すということには十分に大義名分が立ちます。

当時、US Countries Study Programを指揮した現 DOE の Robert Dixon は、松尾の知己であり、また田辺は米国のインベントリー専門家のネットワークに精通しています。また、EPA の人との個人的なコミュニケーションにおいても、US County Studies Program の再開を検討することは可能であるという感触を得ています。

このような点から、このようなチャンネルと、日米温暖化政策対話のトップダウン的なチャンネルを通じ、このような共同歩調をとりながらロシアのインベントリー整備をサポートする体制づくりを行います。

今年度は、その可能性とプログラムのベース設計を、米国と議論する予定で、なるべく早い実施のための素地をつくりたいと思っています。

もちろん、これは政府のプログラムであり、事務レベル協議を続けている政府の戦略の一環として、政府との密接な連携や戦略的判断を仰ぎながらの行動となります。日米協議を続ける上での政府判断として、この件を現段階でテーブルに載せるべきでない、という話であれば、この部分は切り離すことはやぶさかではありません。

3.2. その他の可能性の模索

マラケシュアコードでは、国全体のインベントリーが必要とされています。もし、国全体でなく、たとえばロシアの場合、ロシア全域をカバーする Rao UES と Gazprom だけでよければ、エネルギー企業であるということからも、インベントリー整備ははるかに簡単になります。加えて、その排出量は、ロシア排出量のかかなりの大きさを占めます。日本にとっても、ロシアからのガスパイプラインという意味でも、重要な戦略パートナーと言えるでしょう。

ただ、現在のマラケシュアコードではそれは許されていません。したがって、COP/MOP ではじまる今後の国際交渉において、このようなことが可能であるかどうか、などを調査し、必要に応じて日本政府が、COP/MOP で議題とするための材料を提供します。

以上